

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和6年10月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400163号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400025号

## 第1 結論

平成13年10月から平成16年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月から平成16年5月まで

請求期間に係る国民年金保険料については、当時、納付していなかったが、平成17年3月から同年5月頃に督促状が届いたので、母からお金を借り、Aの場所にあるB社本社から道路を挟んだ向かいにあったC銀行又はD銀行の窓口で現金を持参し、納付した。

国の記録によると、請求期間は未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成17年3月から同年5月頃に督促状が届いたので、C銀行又はD銀行の窓口で請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているが、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、保険料を納付したとする時点において、請求期間のうち、一部の期間に係る国民年金保険料については時効により納付することができない。

また、請求者は、Aの場所にあるB社本社から道路を挟んだ向かいにあったC銀行又はD銀行の窓口で請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、平成17年当時の住宅地図によると、請求者が国民年金保険料を納付したと主張する場所の近辺にD銀行の支店は見当たらず、近辺のC銀行E支店は、平成17年3月から同年5月までの期間において窓口で国民年金保険料を受領したことが確認できる資料について、保存年限が経過しているため、保管していない旨回答している上、日本年金機構は、請求期間に係る国民年金保険料の領収(納付受託)済通知書について、保存期限が経過しているため、保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

さらに、請求期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録管理の強化が図られている上、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400111号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400072号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を令和3年11月15日から同年11月30日に訂正し、標準賞与額を100万円とすることが必要である。

令和3年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年11月30日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る決算賞与明細書、令和3年1回目賞与明細一覧表、令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿及び預金通帳により、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日について、A社は、令和3年11月15日とする厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社から提出された預金通帳の送金日から、同年11月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の請求期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400150号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400073号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月8日から同年5月1日まで

私は、昭和57年4月8日にA社に入社したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年5月1日となっており、納得できない。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の後継会社であるB社から提出された事務台帳の入社年月日及び同僚の回答により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについて不明である旨回答している。

また、前述の事務台帳によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和57年5月1日であり、オンライン記録と一致しているところ、B社の事務担当者は、事務台帳には請求者以外にも入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が異なっている者がいるが、理由は分からない旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者資格がある者に照会を行ったところ、回答があった者のうち一人は、入社後短い者は1か月、長い者で3か月の試用期間があり、試用期間中は社会保険の適用がなかった旨陳述していることから、請求期間当時の同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録において、請求者と同じ日の昭和57年5月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会を行ったところ、回答があった複数の者は、同社に同年4月から勤務していたとしているが、このうちの二人は、同年4月分の厚生年金保険料が控除されていたかは分からない旨陳述しており、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400164号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400074号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月10日から平成9年4月1日まで

請求期間にA社に勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記の記録において、請求者が主張する事業所の所在地及び事業主の氏名と一致するA社が確認できるが、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、A社は既に解散登記されている上、同社の事業主であったとする者(以下「元事業主」という。)は、請求者は同社に勤務していた旨回答しているものの、請求者の勤務期間は不明であり、請求期間当時において従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

さらに、請求者が名前を挙げたA社の同僚について、同人を特定することができない上、同社の取締役と氏名等が一致する者に照会したが回答はなく、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認することができない。

加えて、厚生年金保険法において、昭和61年4月以降、適用事業所となる要件が順次拡大され、昭和63年4月1日以降は、常時一人以上の従業員を使用する法人の事業所とされているところ、A社の元事業主は、同社の請求期間当時の従業員数は不明である旨回答しており、請求者の勤務期間も不明であることから、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。